平成３０年（フ）第１９２号
埼玉県川越市大字寺山73番地
債務者　加畑　　正
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４０号
富山県高岡市大町４番23―208号　サンフラワー大町Ｂ棟
債務者　ダイワ代行こと　脇別符博史
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑　健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１７６９号
名古屋市中川区東起町３丁目15番地　アムール402号
債務者　田中　国茂
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７０号
名古屋市中川区東起町３丁目15番地　アムール402号
債務者　田中　亜紀
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２７１号
札幌市豊平区平岸３条２丁目１番１―103号、申立時の住所札幌市豊平区中の島１条３丁目４番３―102号
債務者　小川　聖夜
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９９号
札幌市北区あいの里１条４丁目２番25号　ルミエールあいの里101号
債務者　佐々木　弘
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３７号
札幌市豊平区西岡５条２丁目11番10号
債務者　志部谷幸子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３８号
札幌市豊平区西岡５条２丁目11番10号
債務者　板坂　公乃
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１６号
札幌市手稲区前田３条４丁目１番７―303号
債務者　山田　尊寛
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９５号
札幌市豊平区平岸３条７丁目10番８―202号
債務者　大滝　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０１号
札幌市北区篠路８条６丁目14番３号　ルミエールＳＩＫ203号
債務者　武田　香織
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０７号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―317号
債務者　篠原　翔平
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１９号
札幌市西区山の手３条２丁目１番10号　マンション翔101号
債務者　小林　大展
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２０号
札幌市西区山の手３条２丁目１番10号　マンション翔101号
債務者　小林　明子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４４号
札幌市北区北32条西７丁目１番17号　ノースキャピタル103号
債務者　坪岡千恵子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４９号
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地27　マチュザレムビル402号
債務者　伊深　正英
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部